

『続長崎鑑』の成立過程の考察

—長崎歴史文化博物館蔵本をめぐって—

位 田 絵 美

一. はじめに—『続長崎鑑』について

『続長崎鑑』は、延宝九(一六八二)年頃までの長崎の歴史を記した写本である。『続長崎鑑』には、同一の書名がつけられた異本が多く、その関連性は未だ完全には明白になっていない。現在、長崎歴史文化博物館に所蔵されるものだけでも、七点が確認できる。

『続長崎鑑』のような、長崎の事象を書き留めた複数の写本が、江戸時代には存在する。それらを「長崎旧記類」と呼ぶ。写本であるため、書名は同じでも、内容が同一であるとは限らない。少しずつ異なる記述が含まれ、内容が重複するものも多く、成立過程の解明は容易ではない。だが、筆者はこれまでに、江戸時代に書写された百点以上の「長崎旧記類」を調査・分析し、これらを四分類できると判断した^①。

本稿でとりあげる『続長崎鑑』は、その四分類のうちの第一種に当たり、「長崎旧記類」の中でも初期のものである。第一種は、長崎に関わる実務記録が中心である。とりわけ、『続長崎鑑』(渡辺文

庫13—147—2)は、その「奥書」から、それまで各家で秘匿されていた長崎の情報が集められ、長崎の古老の手によって「長崎旧記類」として編まれたことが明らかである^②。ゆえに、『続長崎鑑』(渡辺文庫13—147—2)を含む、複数の『続長崎鑑』の成立過程を分析することは、「長崎旧記類」の成立および系統を解明するうえで、不可欠な作業である。

現在、長崎歴史文化博物館には、旧長崎県立長崎図書館・長崎市立博物館に所蔵されていた七点の『続長崎鑑』が所蔵されている。本稿では、長崎歴史文化博物館が所蔵するこの七つの『続長崎鑑』の調査と、そこからわかる事実を分析する。

二. 長崎歴史文化博物館蔵の『続長崎鑑』と先行研究

まず、長崎歴史文化博物館が所蔵する七点を列記する。

A 『続長崎鑑』 渡辺文庫13—147—1 (二冊) 【渡辺論文甲本】

B 『続長崎鑑』 渡辺文庫13—147—2 (二冊) 【渡辺論文乙本】

C『続長崎鑑』13—49—3（一冊） 【渡辺論文丙本】

D『続長崎鑑』渡辺文庫13—48（一冊） 【渡辺論文丁本】

E『続長崎鑑』福田文庫13—126—3（一冊） 現代の書写

F『続長崎鑑』渡辺文庫13—652（一冊） 現代の書写

G『長崎鑑 続長崎鑑』渡辺文庫13—216（二冊） 現代の書写

これ以降、本稿では、右の七点の『続長崎鑑』を、それぞれA本、B本、C本、D本、E本、F本、G本と呼び分けることとする。

右のうち、「現代の書写」とした『続長崎鑑』は、縦罫線紙に墨書されたE本、原稿用紙に万年筆で書写されたF本・G本であるため、江戸時代に執筆・書写された写本を研究対象とする本研究では対象外である。したがって本稿では、A～D本の四点を分析対象とする。

さて、『続長崎鑑』に関する先行研究には、渡辺庫輔「続長崎鑑に就て」がある（⁴。「書体は甲本が最も古風である」とし、甲本（本稿ではA本。以下同じ）を中心として、B本・C本・D本との目録（渡辺氏は目次と呼ぶ）を比較し、その内容がほぼ一致していることを確認する。また、目録内容が他と異なる箇所指摘を行う。ただし、その内容が、なぜ異なるのかについての言及はない。

越中哲也『続長崎鑑』（長崎学会叢書 第七輯）⁵は、渡辺論文の甲本（A本）の全翻刻を掲載する。甲本（A本）は渡辺氏の所蔵本であると述べ、目録には記載されていない巻末の本文も翻刻している。越中氏は、本書の分析には踏み込んでおらず、「あとがき」で、

「本書の解説については、昭和三十六年十月に発行される長崎博物館創立二十周年記念号に渡辺庫輔氏の執筆をお願いしている。」と述べる。越中氏の本の刊行は、右にあげた渡辺論文の発表よりも前であるが、すでに渡辺論文の発表内容を知っていたと推測できる。

昭和六十三年刊行の『長崎県の郷土史料』⁶では、『続長崎鑑』のA本・B本・D本の解説が原田博二氏によって、C本の解説が藤沢休氏によって行われている。それぞれ『続長崎鑑』の成り立ち、概要を述べるが、四点の相互の関係を明白に述べるものではない。

近年になり、『長崎総合科学大学紀要』第29巻第2号、同第30巻第1号、同第30巻第2号、同第31巻第1号の4回にわたって、朝長敬一郎（ほか七名）により『続長崎鑑』B本の全翻刻が行われた⁷。朝長氏らは「文字がしっかりしている」「目次と本文が一致している」「本書にのみ奥書が書かれている」という三つの理由から、B本を底本としたと述べる。翻刻とともに、記載内容に対して注記も掲載するが、本稿で取りあげる四点の『続長崎鑑』の相互の関係と成立過程を明らかにしたとは言い難い。

以上の先行研究をうけ、本稿では、記載される記事の分析から、A本・B本・C本・D本の成立過程の考察を行う。また従来、漠然と「書体が古風である」「文字がしっかりしている」と指摘されるに留まっていたA本と、「奥書」を持つB本との関係を収録記事の内容から明らかにしたい。

三 A本―長崎人のための草稿本

まず、A本の簡単な書誌情報と概要を述べる。

『続長崎鑑』（渡辺文庫13―147―1）

装訂 大本（二八・四種×二二・四種）、一冊。八十六丁。

表紙 改装。原表紙。虫害酷く、裏打済み。

題箋 なし。「続長崎鑑」と中央に墨書。本文の筆跡に同じ。

内題 「続長崎鑑」

本文 二丁表のみ六行。二丁裏く三丁表、四丁裏、六丁裏が七行。右以外は、半丁八行。

目録

六十六の項目があるが、目録にあがっていない記事が七つある。三十五番目と三十六番目の間に、「国姓より為使者船壹艘来朝之事」。六十六番目以降の巻末に、「長崎御奉行被成候衆」「年行司」「御書出シ覚」「亥ノ二月廿九日今度刀被召上候人数」「異国貨物代銀替」「長崎御奉行衆追加」の本文がある。「国姓より為使者船壹艘来朝之事」は、本文はあるので、目録への記載漏れと思われる。「長崎御奉行被成候衆」以降の六つの記事については、後年に書き加えられた可能性が高い。

半丁当たりの行数に統一感がないのは、冒頭の数丁の文字が大きいので、丁が進むにつれて少しずつ文字が小さくなっていくことと相関性がある。主な内容は、長崎の町の成り立ちや異国との交流の実務記録である。年号としては、「長崎建始之事」の元龜元（一五七

〇）年が最も古く、異国交流では慶長拾六（一六一一）年の記事が確認できる。ただし、収録記事の大半は、寛永年間以降の内容であり、「御制札之写」「長崎内外町数附陸手船手仕分々」等の記事には、「延宝八（一六八〇）年」と記されたものが多い。長崎内外町数で一番新しい記述には「延宝九（一六八一）年正月改之」と記されている。禁令の布告内容や、人口や戸数に直結する内外の町数は、情報収集時の最新のものを記載したと考えられるため、A本（あるいはA本の元となった本）の成立は、「延宝九（一六八一）年正月」前後であったと推定できる。

また、元号を明記せず、「未ノ年」「申ノ年」「申九月」「西ノ年」とだけ記載する記事が散見される。これは延宝七年が己未、同八年が庚申、同九年が辛酉に該当することとも合致しており、元号を記さなくても、すぐにその年であると分かったためと判断する。この点も、A本（あるいはA本の元となった本）の成立が延宝九年頃であったことを裏付けている。

一方で、目録に記載されていない巻末の「年行司」「御書出シ覚」の本文には、「天和三（一六八三）年」の記載がある。A本を通覧する限り、目録にある本文と、目録がない本文の間は違和感なく繋がっており、同一の手による書写と思われる。つまり、A本（あるいはA本の元となった本）は、一旦「延宝九（一六八一）年正月」までに成立したが、その後、同一人物によって、目録にない本文が、「天和三（一六八三）年」分まで書き足された可能性が高い。

A本も、次節であげるB本も、公文書を書き慣れた美しい筆跡であるため、ある程度清書に近い形で作成されたものと判断する。ただし、B本はすべて半丁九行で統一して書かれているのに対し、A本の半丁当たりの行数は六行〜八行と定まらない。このことから、より正式な提出書類として作成されたのはB本であったと推測する。

さらに、B本では「長崎人数付元来ころひ仕分之事」「長崎竈数付家持借屋仕分之事」「長崎寺社数付橋数之事」（傍線、引用者。以下、同）などのように「長崎」と記載するのに対し、A本は「同人数付元来ころひ仕分之事」「同竈数付家持借屋仕分之事」等のように「同」で済ませることが多い。この記述の差は、わざわざ「長崎」と記載する必要がない人々（長崎の地付きの人々）が、A本を書写・保管したために起きたと考える。同様に、B本の場合は、一つ一つの記事に「長崎」のことを記載したと記す必要があったと考えられる。すなわち、ほぼ同様の記事が記載されていても、A本とB本には、執筆の目的に大きな違いがあったと判断する。B本は長崎の地以外の人々（幕府関係者）が見ることを想定して記述したもの（公儀への提出を想定したもの、あるいはその控え）であり、A本は長崎の身内の者が所有することを前提に記した草稿本であったと考えるべきであろう。

四 B本―巡見使のための書類の控え

続いてB本について、分析する。

『続長崎鑑』（渡辺文庫13―147―2）

装訂 大本（二七・二種×一九・三種）、一冊。八十三丁。

表紙 改装。原表紙（二丁目、八三丁目が原表紙）。その外に現在の表紙が付けられている。表表紙の上部に焼け跡有り。

題箋 なし。「続長崎鑑」と中央に墨書。本文の筆跡とは異なる。

内題 なし。目録題「続長崎鑑目録」有り。

本文 半丁九行。

目録 六十九の項目があり、すべてが本文内容と一致。

先学の指摘通り⑧、B本には、他の『続長崎鑑』にはない「奥付」が八二丁裏に記載されている（句読点、傍線、引用者。以下、同）。

此続長崎鑑は、今度為巡見上使奥田八郎右衛門様、戸川奎之助様、柴田七左衛門様、就御到着、自从来之儀、御尋被遊候ハ、差上之可申と存、考旧記、集古老数日詮議仕、長崎中寄合記之畢。

延宝九辛酉年六月日

「奥書」について概説する。延宝九（一六八二）年、幕府の巡検使三名（奥田八郎右衛門・戸川奎之助・柴田七左衛門）が長崎へ派遣された。巡見使からの質問に回答できるように、事前に長崎の事跡について、古老が集まって協議し、情報を整理して書き留めたという。実際に、巡見使が訪れたのは、延宝九年七月朔日で、「奥付」の「延宝九辛酉年六月日」は、それと合致する。「六月日」の日付から、『続長崎鑑』が慌ただしく作成されたことが推測される。

ところで、『続長崎鑑』の書名からは、「続」がない『長崎鑑』が存在した可能性が想定される⁹⁹。しかし、現存する長崎歴史文化博物館蔵「長崎鑑」(渡辺文庫13―216)は、『続長崎鑑』との合本であり、長崎県立長崎図書館の罫線用紙に書かれた新写本である。また、その内容も『続長崎鑑』よりも後年の記事(宝永六(一七〇九)年十月まで)を収録しており、『続長崎鑑』より前に成立したものと考えるに¹⁰⁰。仮に『続長崎鑑』の成立以前に『長崎鑑』が存在していたとしても、長崎では、寛文三(一六六三)年八月などに大火が起きており、それまでに長崎地付きの役人の家々で秘匿されてきた長崎関連の情報書(いわゆる家書)の多くが失われていた可能性は高い。このような事情もあったため、巡見使の質問に滞りなく回答できるよう、急遽、長崎の事跡を取り纏める必要があったのだろう。

このB本には、他の『続長崎鑑』には収録されていない記述があるが、その点については、第七節で分析することにする。ここでは、A本とB本に共通して存在し、他の『続長崎鑑』C本・D本にはない記事の一つ取り上げる。それは、B本の「長崎御奉行之次第之事」(A本では「長崎御奉行被成候衆」)である。この点については、すでに先述の渡辺論文が目録の一覧で間接的に示し、朝長論文が「この長崎奉行次第之事は、乙本(B本)と甲本(A本)の二本だけ」¹⁰¹にあると指摘している。ただし、両者ともに、その理由については言及していない。

「長崎御奉行之次第之事」は、文字通り歴代の長崎奉行の名と在職期間を列挙する記事である。A本・B本ともに「寺沢志摩守様」から始まり、「宮城監物様」までの二十七名の奉行の名を記す。これは、両書が巡見使に提出するための草稿・控えとして作成されたことと関連すると考える。幕府から命を受けて長崎奉行となった人物たちについて、幕府が派遣した巡見使から質問されることは十分に予想されたため、間違いがないようにまとめたものであろう。

A本では、この記事の「宮城監物様」の下には、何も記載がない。その代わりに、後から書き足されたと思われる最後の記事に以下の記載がある(傍線、引用者。以下、同)。

一川口源左衛門様延宝八申ノ閏八月廿九日ニ御着

宮城監物様 同九酉ノ八月廿五日ニ御着

此時より御兩人ニ御仕置被成候

巡見使の来崎の延宝九年七月に合わせて作成された『続長崎鑑』であるが、右の記述「同九酉ノ八月二十五日ニ御着」を信ずるならば、巡見使の来訪後の記載になるため、やはりA本は一旦の完成の後に再度加筆されたと考えるのが穏当である。

ただし、公的記録によれば、奉行「宮城監物」の補職は延宝九年五月十二日である¹⁰²ため、すでにその情報が長崎にもたらされていた可能性もある。実は、B本の「宮城監物様」の下にも、「延宝九年西九月十一日、監物様御到着」と記載されている。どちらの期日が正しいかの判断はここでは行わないが、事前に赴任についての情報

が入っていたのであれば、到着予定はある程度把握できたであろう。いずれにしても、草稿として作成されたA本には後の書き込みがあり、巡見使に提出した書類の控えであったはずのB本にも、「奥書」よりも新しい日付の記事が確認できることになる。このことから、B本も原書ではなく、巡見使に提出したものの控えの「写し」であった可能性がある。

五. C本―長崎の地役人たちの覚書

続いてC本について、分析する。

『続長崎鑑』（渡辺文庫13―49―3）

装訂 大本（三〇・九糶×二二・八糶）、一冊。五十丁。

表紙 改装。原表紙。縹色。

題箋 左肩、無辺（二六・五糶×四・九糶）。「続長崎鑑」と墨

書。本文記載の筆跡とは異なる。

内題 「続長崎鑑」

本文 一丁表のみ、二段組にて目録を記載。その他は、すべて

一段組。半丁十一行。

目録 六十八の項目がある。目録にはないが六十八番目の本文

には、「此訳御奉行次第」という題が記載される。だが、

その後に記載されるのは奉行の名ではなく、寛永拾五年

から天和元年（延宝九年に同じ）までの「年行司」の名

である。

本文内容は、A本とほぼ同じである。A本・B本の筆跡と比べると、公文書のような流麗な文字ではなく、行書体だけでなく楷書体で書かれた記事も混じっている。一人ではなく複数の手によって書写されたとも考えられる。

先行研究では、巻末の本文から天和元（一六八二）年頃に成立したか、あるいはその頃に書写された可能性が高いとされてきた^(B)。本稿では、分析の結果、C本は、A本の元となったものではないかとの仮説を立てた。その根拠は、三つある。一つ目は、第三節であげたA本の目録の記載方法と同じ傾向が見られることである。先述のように、B本では「長崎^附人数付元来ころひ仕分之事」「長崎^附人数付家持借屋仕分之事」等「長崎」と記載するところを、A本は「同^附人数付元来ころひ仕分之事」「同^附人数付家持借屋仕分之事」のように「同」と記載する。このA本の目録と同じ記載法をとるのが、C本である。

二つ目の根拠は、本文内容はA本もC本とほぼ同じだが、最も下限の年号が、A本は「天和三（一六八三）年」であるのに対し、C本は「延宝九（一六八二）年／天和元年」であることである。繰り返すが、延宝九年は九月末に天和元年に改元される。つまり、天和元年までを記載するC本と、天和三年までを記載するA本を比較すれば、A本（ないしはその元本）の成立の方が、C本より後ということになる。

この根拠となった「天和三年」の記載は、A本の巻末の書き足された部分だけではなく、目録の十六番目「同諸役人^附御物目利之事」

の記事にも登場する。確認のため、同じ個所を、A本・C本を並べて引用する（傍線、引用者。以下、同）。

A本

- 一 御水主 貳拾人 拾人は老人前ニ四人扶
- 拾人は老人前ニ金五兩宛
- 天和三年二月廿九日より馬込御船頭
- 一 御唐造之船頭老人 嶋谷太郎右衛門
- 御役料拾人扶持并銀貳貫目分之貨物被下候

…（後略）

C本

- 一 御水主 貳拾人内 拾人は老人前ニ四人扶
- 拾人は老人前ニ金五兩宛
- 一 御唐造之船頭老人 嶋谷太郎右衛門
- 御役料拾人扶持并銀貳貫目分之貨物被下候
- …（後略）

三つ目の根拠は、A本とC本にのみ、「年行司」の記載があることである。「年行司」とは、「長崎の家持町人（寛永十五年創設、のち内外町乙名）から選出され、奉行所に詰めて町方との連絡取次ぎに当った」地役人である（註）。C本には「年行司」の創設である「寛永拾五寅年 森口屋庄左エ門／内野助左衛門」から「天和元酉年 岡村九郎兵衛／中村七郎右衛門」までの八十八名の名前が記される。

対してA本は、「寛文拾五寅年 森口や庄左エ門／内野助左衛門」から始まるが、寛文は十二年までしかなく、明らかに「寛永」の誤写である。最後は「同（天和）三亥ノ年／但前年戌十二月十八日より被仰付候／荒木市右衛門／井筒伊右衛門」（内、引用者）まで九十名の名があがる。A本の方が天和三（一六八三）年までの「年行司」の名を記し、人数も二名多いことから、C本がA本の元となったものと判断した。

先の書誌でも述べたが、C本の本文は、「此訳御奉行次第」と題しながら、「年行司」の名を列挙する。当初は、奉行の一覧を記そうと考えたが、それを「年行司」の一覧に変更したものと推察する。ここまでの情報を整理すると、B本には「年行司」の記載はなく、「長崎御奉行之次第之事」の記事が収録される。C本には、奉行の一覧はなく、「年行司」の一覧がある。A本の巻末には、目録に記載されない「長崎御奉行被成候衆」と「年行司」が、後から書き足された形跡が見られる。

幕府から派遣された巡見使にとつては、長崎の地役人である「年行司」の一覧よりも、歴代の長崎奉行の一覧の方が重要であるのは当然である。一方で、長崎地付きの人々にとつては、「年行司」の一覧の方が優先すべき内容である。これらの事実を勘案すると、まず「年行司」の一覧を記載したC本（長崎の地役人たちの覚書）が作成されたが、その後、巡見使に差し上げることを鑑みて「長崎御奉

行之次第之事」に差替えたのがB本（提出したものの控え）である。A本は、草稿として長崎の地役人の手元に置かれていたため、後から「長崎御奉行被成候衆」と「年行司」が書き足せたのであろう。

このように、同じ第一種「長崎旧記類」に属する『続長崎鑑』であつても、何を目的に作成したかによつて、その内容が異なることが判明した。具体的には、外部（幕府関係者）に見せることを前提としたB本と、長崎の地役人たちの手元に残すことを前提としたC本・A本に分かれることが明らかになった。

六、D本―迫りくる異国船の恐怖に対して

四点の『続長崎鑑』の最後に取りあげるのが、D本である。

『続長崎鑑』（渡辺文庫13―48）

装訂 半紙本（二四・八糶×一七・三糶）、一冊。三十六丁。

表紙 改装。原表紙なし。厚紙。虫害、酷し。

題箋 なし。左肩に「続長崎鑑」と墨書。本文記載の筆跡とは異なる。

内題 「続長崎鑑」

本文 目録は、半丁七行。本文は、半丁十三行。

目録 六十九の項目がある。しかし本文は、他の『続長崎鑑』のようにすべての内容を記載していない。部分的に書きし、目録五十七番目の「多ければ船入津帰帆之事」で終了している。

筆跡は、A本・B本・C本と比べて、最も癖が強い。目録には六十九の題を記載する。だが書誌でも述べたが、すべての本文が揃っている訳ではなく、途中、部分的に省略している箇所が散見される。使用された紙も、他の『続長崎鑑』と比べて粗悪なものであるため、公的な文書として書写したのではなく、個人的な利用を目的として書き写した可能性がある。

D本は、末尾三十六丁裏に、「天保五年八月写之」と、書写年を記載する。『続長崎鑑』の成立が延宝九（一六八一）年頃であるから、他のA本・B本・C本と比べ、一五〇年ほど経過してから書写されたことがわかる。

目録は、他本とほぼ同じ内容であるので、同内容の本を元に天保五（一八三四）年頃に書写したと思われる。元となった本は、D本が記事をすべて書写していないため、断定することは憚られるが、次の三点から、C本が元本ではないかと想定する。一つ、次の第七節で述べるB本の特殊な本文を記載していない。二つ、A本では目録にはない「国姓より為使者船壹艘来朝之事」が、D本の目録には記載されている。三つ、C本には「国姓より為使者船壹艘来ル事」がある。

つまりD本では、『続長崎鑑』を部分的に省略して書写した記事が散見され、特に異国船来航に関わる記事を中心に書写した形跡がある。天保五年は、六月に異国船一艘が白神沖に来航し、松前藩が発砲して追い払った事件が起きており、八月にも一艘の異国船が蝦

夷地シヤマニに來航したことがわかつている⁽¹⁵⁾。異国からの度重なる圧力が、長崎に伝わる異国船來航記事に興味を持たせる契機となっていたのである。このような時代背景が影響して、最初から興味のある記事に限って書写を行った可能性がある。以上のことから、D本は、『続長崎鑑』成立から一五〇年が経過した後に作成された、『続長崎鑑』の抄本であると結論付けられる。

七. B本の特殊性―幕府関係者が見ることを前提にした本

最後に、B本の特殊性について、まとめておきたい。他の『続長崎鑑』には収録されていない記事が、B本には大きく二種類ある。その一つは禁教に関わる記事で、六十八番目の「長崎切支丹寺破却之事」等がそれに該当する。冒頭の一部を引用する（句読点、引用者。以下、同）。

一慶長十九^{甲寅}年九月 肥前長崎切支丹寺

破却被 仰付候人数并請取場所

鍋島信濃守様 江戸町之寺 御奉行所屋舖

有馬左衛門佐様 今ノ十善寺之地 桶屋町之寺

松浦老岐守様 今ノ大音寺之地 宮崎町之寺

寺沢志摩守様 今ノ春徳寺之地 爐糟町之寺

大村民部少輔様 今ノ本蓮寺之地 立山之寺

一松浦老岐守様、大村丹後守様、江戸ニ御座候を

駿河より被為召寄、長崎切支丹寺破却之

儀被 仰付。此時 権現様（丹後守様被仰上候は切支丹共宗門を弘め日本を奪取可申企…（後略）

周知の通り、江戸幕府は、慶長十七（一六二二）年三月に、駿府・江戸・京都等の天領にキリシタン禁令を發布し、翌慶長十八（一六一三）年にはこれを全国に及ぼし、諸大名に対して、領内の宣教師すべてを長崎に送り、会堂を破壊して信者を転宗させることを命じた⁽¹⁶⁾。慶長十九（一六一四）年十月上旬、イェズス会の宣教師二十三人、フランシスコ会四人、ドミニコ会二人、アウグスチノ会二人、内藤如安、高山右近、その家族などを乗せた船がマニラに向かい、イェズス会員六十六人と多くの日本人信者を乗せた二隻の船がマカオに向けて出港した。いわゆる大追放である。この大追放に先立ち、幕府から上使として長崎に派遣された山口駿河守直友は、佐賀・唐津・平戸・大村などの諸藩の士卒を動員して、長崎にあった会堂十一ヶ所すべてを破壊した。

この一連の禁教施策に基づいた切支丹寺の破却の記事を、A本・C本・D本は収録していない⁽¹⁷⁾。B本のみがこの記事を収録した理由は、B本が長崎の地以外の人々（幕府関係者）が見ることを想定して記述されたもの（公儀への提出を想定したもの、あるいはその控え）であったことと深く関連している。幕府にとって、慶長十七年・同十八年のキリスト教禁令は、大変重要な施策であった。とくに寛永十四（一六三七）年十月から寛永十五（一六三八）年二月に

かけて起きた島原の乱以後は、キリスト教に対しては神経を失らせていた。幕府の巡見使が長崎を訪れた際に、禁教の経緯や状況を確認するのは当然のことである。

他の『続長崎鑑』でも⁽¹⁸⁾、例えばC本では、「桜町有之御制札之写」の項において繰り返し切支丹禁令の写しを掲載し、「切支丹宗門之事、累年御禁制たりといへとも、弥以断絶なく相改べし。自然不審成者有之は申出へし。御ほうびとして、伴天連之訴人 銀五百枚。いるまん之訴人 銀三百枚。同宿^并宗門訴人 銀五拾枚：(後略)」と記載している。あるいはA本では、長崎の人口を示す「(長崎) 人数^附元来ころひ仕分之事」の記事では、総人口に対して、転び(転宗した者)が何人、元来(元々仏教徒だった者)が何人と分けて記述してもいる。

このような禁教に関する記事を記載するなか、B本が、さらに巻末に、他本にない「長崎切支丹寺破却之事」を収録したのは、幕府の施策とそれに基づく巡見使からの下問を想定してのことであつたと考えるのは自然なことである。

もう一つ、B本独自の記事は、国防に関わるものである。三十四番目の「天川より為使船南蛮船式艘来^ル事付長崎へ馳乗諸大名衆人数船数之事」等がそれに該当する。A本「天川より為使船金札舟^マ壹艘来事」との比較のため、並べて記載する(句読点、引用者。以下、同)。

A本

一天川より南蛮船式艘、正保四年^亥六月廿四日、いわうが嶋之沖^へ參、同廿六日入津仕候^ニ付、近国大名衆御越被成、人数^并兵船、数多警固被成候処、御赦免被成、同八月八日^ニ帰唐仕候。御番所当番、松平右衛門佐様、御奉行、馬場三郎左衛門様、御代当^前年迄、三拾五年^ニ成。

B本

一天川より南蛮船式艘、正保四年^亥六月廿四日、いわうか嶋之沖^へ參、同廿六日^ニ長崎浦内^ニ入津仕候。同廿六日之晚、大村丹後守様御越被成候。然處御赦免被成、同八月四日帰帆仕候。御番所御当番、松平右衛門佐様^ニ御座候。阿蘭陀船警固番船^并長崎町中御警固ハ大村丹後守様御勤被成候。長崎御奉行、馬場三郎左衛門様、当酉年まで三拾五年^ニ成。

一 正保四^丁亥年六月廿六日、黒船式艘入津。八月四日帰帆。

一 黒船式艘、人数三百七拾四人。

一 大将船 長廿六間 深七間 石火矢廿八挺

一 横七間 舳高八間

一 壹艘 長廿式間 深四間 同廿三挺

一 横六間 舳高五間

右之黒船入津之節、長崎^へ被^レ仰付候人数^并船数之覚

一 壹万七七百式拾人、内四千九百五拾四人は水主。当番松平筑

前守。

一八千三百五拾人、内三千三百五拾人は水主。船数三百式拾壹艘、内三拾艘は早船。鍋島信濃守。

一六千三百拾壹人、内式千六百五拾人は水主。船数九拾三艘、内五拾四艘早船。松平隱岐守。

一三千八百七拾人、内八百人は水主。船数九拾艘、内拾壹艘は早船。立花左近將監。

一三千五百五人、内六百八拾人は水主。船数九拾艘、内五拾壹艘は早船。寺沢兵庫守。

一 千式百七拾八人、内三百五拾人は水主。船数八拾艘、内拾壹艘は早船。小笠原信濃守。

一 千百九拾人、内五百六拾八人は水主。船数八拾艘、内拾壹艘は早船。松平美作守。

一 式千六百三人、内千式拾壹人は水主。船数三拾艘、内拾艘早船。大村丹後守。

一 千百人、内五百三拾人は水主。船数三拾艘、内拾壹艘は早船。高力摂津守。

惣人数合、参万九千九百式拾七人、内水主老万四千九百三人。右之通、御番船御出シ被成候事。

一瞥して、A本が事実関係だけを簡潔に示すのに対し、B本の記述は、来航した黒船の形態と、それを迎えた諸大名の士卒の数、水主の数、船団の数、早船の数を詳細に記載していることがわかる。そ

れだけ、当時の日本にとって長崎の防衛線が重要なものであり、常にそれに備えていたことがはっきりする。江戸時代の長崎は、幕府にとって海外貿易の拠点であり、国防の最前線であった。徳川幕府の威光をかけて、巡見使が国防について視察・下問することは当然の成り行きである。それがたとえ三十数年前の話であったとしても、巡見使からの下問があれば、長崎の民は回答せねばならない。

ここまでの分析から、B本は、巡検使を通じて幕府官僚が閲覧することを想定して執筆された写本であることが明らかになった。他の『続長崎鑑』にない、禁教や国防に関わる記述が増補されたB本の特徴が、その事実をより鮮明にしてくれた。

八. おわりに

本稿では、江戸時代に書写された、長崎歴史文化博物館蔵の『続長崎鑑』四点を中心に分析を試みた。『続長崎鑑』は、「長崎旧記類」のなかでは、ごく初期の段階の写本で、実務記録が中心の第一種に分類される。「長崎旧記類」の出発点に位置する『続長崎鑑』の成立過程の分析は、今後の「長崎旧記類」分析の起点となり、「長崎旧記類」全体の系統を明らかにするために、大変重要な意義を持つ。『続長崎鑑』は、延宝九年七月に長崎を訪れた奥田八郎右衛門ら三名の巡見使の下問に回答するべく、当時各家に伝わる情報を長崎の古老たちが協議しながらまとめたものである。分析の結果、同じ『続長崎鑑』であっても、執筆の目的に違いが生まれることで収録

内容に異なりを生じていることが明らかになった。覚書のC本、長崎人の手元に残すことになった草稿本のA本、巡見使への献上本の控えのB本、さらに一五〇年の年を経て異国船の来航に備えて抜き書きされた抄本のD本と、それぞれの特徴を有するものであった。

写本であるがゆえに、後に書き足すことが可能であった『続長崎鑑』は、それぞれの特徴を有しながら、現代に至るまで書写され続けてきた。本稿の分析を通じて、写本分析の難しさとともに、その奥深さを改めて思い知ることとなった。今後も、『長崎旧記類』を、一つ一つ丹念に分析していくことで、それぞれが持つ特性をより明確にし、『長崎旧記類』全体の価値を再構築していきたい。

【注記】

- (1) 延宝九年九月末に「元和」と改元。
- (2) 拙稿「民撰書『長崎旧記類』の実態と編纂意図」(『雅俗』第22号 二〇二三年七月 雅俗の会) 31頁〜43頁。本研究の分析対象は、江戸時代に執筆・書写された写本に限っている。なお、本稿における『続長崎鑑』の書名は、「統」の字で統一するが、引用文献等で「續」の字を使用しているものについては、原文の表記に倣う。
- (3) 渡辺庫輔「続長崎鑑に就て」(『市立長崎博物館々報』第2号 市立長崎博物館創立20周年記念号 一九六一年一月) 9頁〜18頁、長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』(一九八八年出島印刷所) 113頁〜114頁。原田博二「続長崎鑑」等の先行研究が言及。注

2、拙稿33頁でも分析済み。

- (4) 注3、渡辺庫輔論文。
- (5) 越中哲也編『続長崎鑑』(長崎学会叢書 第七輯 一九六〇年三月)。
- (6) 注3、長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』。
- (7) 朝長敬一郎(ほか七名)「續長崎鑑(其の二)／解題」(『長崎総合科学大学紀要』第29巻第2号 一九八八年十一月)、同「續長崎鑑(其の二)」(『同』第30巻第1号 一九八九年六月)、同「續長崎鑑(其の三)」(『同』第30巻第2号 一九八九年十一月)、同「續長崎鑑(其の四)」(『同』第31巻第1号 一九九〇年六月)。
- (8) 注3、参照。
- (9) 注3、渡辺庫輔論文は、『庫物長崎記抜粹』(延宝七年成立か?)を『長崎名鑑』とも呼称することに基づき「それを承けて続長崎鑑は続と名付けたと解してよい」とする。また、注3、『長崎県の郷土史料』の原田博二「続長崎鑑」の解説では、「この『続長崎鑑』の『統』は正統の統の意味ではなく、続々長崎の意として用いられたものである。」と述べる。
- (10) 同書名の西尾市岩瀬文庫蔵『長崎鑑』(102―132) (写本、五巻一冊) は、文政五年の奥書を持つ。元禄年間頃までの記事を収録しており、こちらも『続長崎鑑』より前の成立とは、言い難い。
- (11) 注7、『續長崎鑑(其の四)』(『長崎総合科学大学紀要』第31巻第1号、13頁)。
- (12) 木村直樹『長崎奉行の歴史』(二〇一六年 KADOKAWA)

「長崎奉行一覽表」184頁～191頁。

(13) 注7、「續長崎鑑(其の一)／解題」『長崎総合科学大学紀要』第29巻第2号) 62頁。

(14) 長崎県史編集委員会編『長崎県史 対外交渉編』(一九八六年 吉川弘文館) 393頁。

(15) 対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』(第二刷 二〇〇〇年 吉川弘文館) 870頁。

(16) 注14、『長崎県史 対外交渉編』117頁～121頁。以下、大追放、切支丹寺破却の流れも、同書を参照。

(17) D本は抄本なので、もともと本文にはないが、本文だけでなく目録にも「長崎切支丹寺破却之事」は記載されない。

(18) ただし、抄本のD本を除く。ここではC本から引用した。

【謝辞】

本稿の資料の調査・掲載にあたり、御許可を賜りました長崎歴史文化博物館に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

【付記】

本研究は、令和五(二〇二三)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(基盤研究(C))(課題番号二〇K〇〇九九一)の助成を受けて行われているものである。